

\*\*\*\*\*  
やまぐら通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成 28 年 12 月 27 日  
-No.174- 事務局：山口県消費生活センター  
\*\*\*\*\*

■偽ヤフーの架空請求が急増しています！■■■■■■■■■

ヤフー株式会社をかたって、利用した覚えのない有料動画サイトの未払料金を SMS (ショートメッセージサービス) で請求する事業者 (偽ヤフー) に係る相談が増えています。

身に覚えのない請求に関して、相手に電話やメールをすると、執拗に支払いを請求されます。絶対に相手に連絡しないでください。「法的措置をとる」などと記載されていても、慌ててお金を支払ってはいけません。また、相手の求めに応じてギフトカード番号を伝えたりすること等は、絶対にしないでください。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○消費者庁 消費者被害防止に向けた注意喚起等

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/)

■大掃除中の事故に気をつけて！■■■■■■■■■

年末の大掃除にこれから取り掛かる方、もう終わった方も多いことと思いますが、12月は大掃除中にケガをして救急搬送される人が多くなります。

高所で掃除する場合は、安定した足場を選んで椅子や脚立などを置き、片方の手で固定された家具等にしっかりつかまるなど、バランスを崩さぬよう十分に注意し、昇降の際も足を踏み外さないように気をつけましょう。また、年齢や個々の体力などを考慮して、無理な作業は控えることも大切です。

※年末年始を含む冬の生活における事故防止ポイントについては、別添ファイルの情報を参考にしてください。(年末年始の事故防止ガイド 東京くらしWEB)

■山口県消費生活センターからのお知らせ■■■■■■■■■

 **年末年始休業期間について**

年末年始は、平成 28 年 12 月 29 日 (木) から平成 29 年 1 月 3 日 (火) までお休みです。

※久しぶりに家族や友人と集まった際に、消費者トラブルに気づいたときには、まずは、責めずに話を聞き、その後、消費生活センターに相談するように伝えてください。

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品■

**最優秀賞**

「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』

消費者問題 みんなの問題」

山口県立響高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、県消費生活センターHP でご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/5/0758d7ae47c106c7a7bd844b41be8334.pdf>

会員の皆様へ○=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

HP：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>